

令和 7 年 9 月

北九州市議会定例会議案

付 議 議 案

議 案 番 号	件 名	ページ
議案第 86号	令和6年度北九州市一般会計決算について	… 1
議案第 87号	令和6年度北九州市国民健康保険特別会計決算について	… 2
議案第 88号	令和6年度北九州市食肉センター特別会計決算について	… 3
議案第 89号	令和6年度北九州市卸売市場特別会計決算について	… 4
議案第 90号	令和6年度北九州市渡船特別会計決算について	… 5
議案第 91号	令和6年度北九州市土地区画整理特別会計決算について	… 6
議案第 92号	令和6年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について	… 7
議案第 93号	令和6年度北九州市港湾整備特別会計決算について	… 8
議案第 94号	令和6年度北九州市公債償還特別会計決算について	… 9
議案第 95号	令和6年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について	… 10
議案第 96号	令和6年度北九州市土地取得特別会計決算について	… 11
議案第 97号	令和6年度北九州市駐車場特別会計決算について	… 12
議案第 98号	令和6年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について	… 13
議案第 99号	令和6年度北九州市産業用地整備特別会計決算について	… 14
議案第100号	令和6年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について	… 15
議案第101号	令和6年度北九州市介護保険特別会計決算について	… 16
議案第102号	令和6年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について	… 17
議案第103号	令和6年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について	… 18
議案第104号	令和6年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について	… 19
議案第105号	令和6年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について	… 20

議案第106号	令和6年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算について	…	21
議案第107号	令和6年度北九州市上水道事業会計決算について	…	22
議案第108号	令和6年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	…	23
議案第109号	令和6年度北九州市交通事業会計決算について	…	24
議案第110号	令和6年度北九州市病院事業会計決算について	…	25
議案第111号	令和6年度北九州市下水道事業会計決算について	…	26
議案第112号	令和6年度北九州市公営競技事業会計に係る利益の処分及び決算について	…	27
議案第113号	北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について	…	28
議案第114号	北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	…	31
議案第115号	北九州市手数料条例の一部改正について	…	38
議案第116号	北九州市文化財保護条例の一部改正について	…	44
議案第117号	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	…	51
議案第118号	非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正について	…	54
議案第119号	北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	…	57
議案第120号	高規格救急自動車の取得について	…	61
議案第121号	30メートル級はしご付消防自動車の取得について	…	63
議案第122号	水槽付消防ポンプ自動車の取得について	…	64
議案第123号	救助工作車（Ⅱ型）の取得について	…	65
議案第124号	化学消防ポンプ自動車の取得について	…	66
議案第125号	普通消防ポンプ自動車（非常備用）の取得について	…	67
議案第126号	北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の一部変更について	…	68

議案第127号	門司港地域複合公共施設新築工事請負契約締結について	…	70
議案第128号	門司港地域複合公共施設新築電気工事請負契約締結について	…	71
議案第129号	門司港地域複合公共施設新築機械工事請負契約締結について	…	72
議案第130号	小倉北特別支援学校等新築工事請負契約の一部変更について	…	73
議案第131号	公有水面埋立てによる土地確認について	…	74
議案第132号	町の区域の変更について	…	78
議案第133号	所有権移転登記手続の請求に関する訴えの提起について	…	82
議案第134号	令和7年度北九州市一般会計補正予算について	}	別冊
議案第135号	令和7年度北九州市一般会計補正予算について		
議案第136号	令和7年度北九州市食肉センター特別会計補正予算について		
議案第137号	令和7年度北九州市港湾整備特別会計補正予算について		
議案第138号	令和7年度北九州市公債償還特別会計補正予算について		
議案第139号	令和7年度北九州市介護保険特別会計補正予算について		
議案第140号	令和7年度北九州市空港関連用地整備特別会計補正予算について		

議案第 8 6 号

令和 6 年度北九州市一般会計決算について

令和 6 年度北九州市一般会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市一般会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市一般会計決算

別冊のとおり

議案第 87 号

令和 6 年度北九州市国民健康保険特別会計決算について

令和 6 年度北九州市国民健康保険特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市国民健康保険特別会計決算
別冊のとおり

議案第 88 号

令和 6 年度北九州市食肉センター特別会計決算について

令和 6 年度北九州市食肉センター特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市食肉センター特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市食肉センター特別会計決算
別冊のとおり

議案第 89 号

令和 6 年度北九州市卸売市場特別会計決算について

令和 6 年度北九州市卸売市場特別会計決算について次のとおり認定に付する。
。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市卸売市場特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市卸売市場特別会計決算
別冊のとおり

議案第 9 0 号

令和 6 年度北九州市渡船特別会計決算について

令和 6 年度北九州市渡船特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市渡船特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市渡船特別会計決算

別冊のとおり

議案第 9 1 号

令和 6 年度北九州市土地区画整理特別会計決算について

令和 6 年度北九州市土地区画整理特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市土地区画整理特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市土地区画整理特別会計決算
別冊のとおり

議案第 9 2 号

令和 6 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について

令和 6 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算
別冊のとおり

議案第 9 3 号

令和 6 年度北九州市港湾整備特別会計決算について

令和 6 年度北九州市港湾整備特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市港湾整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市港湾整備特別会計決算

別冊のとおり

議案第 9 4 号

令和 6 年度北九州市公債償還特別会計決算について

令和 6 年度北九州市公債償還特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市公債償還特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市公債償還特別会計決算

別冊のとおり

議案第 9 5 号

令和 6 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について

令和 6 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算
別冊のとおり

議案第 9 6 号

令和 6 年度北九州市土地取得特別会計決算について

令和 6 年度北九州市土地取得特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市土地取得特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市土地取得特別会計決算

別冊のとおり

議案第 9 7 号

令和 6 年度北九州市駐車場特別会計決算について

令和 6 年度北九州市駐車場特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市駐車場特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市駐車場特別会計決算

別冊のとおり

議案第 98 号

令和 6 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について

令和 6 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算
別冊のとおり

議案第 99 号

令和 6 年度北九州市産業用地整備特別会計決算について

令和 6 年度北九州市産業用地整備特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市産業用地整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市産業用地整備特別会計決算
別冊のとおり

議案第 1 0 0 号

令和 6 年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について

令和 6 年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市漁業集落排水特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市漁業集落排水特別会計決算
別冊のとおり

議案第 101 号

令和 6 年度北九州市介護保険特別会計決算について

令和 6 年度北九州市介護保険特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市介護保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市介護保険特別会計決算

別冊のとおり

議案第 1 0 2 号

令和 6 年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について

令和 6 年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算
別冊のとおり

議案第 1 0 3 号

令和 6 年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について

令和 6 年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算
別冊のとおり

議案第 104 号

令和 6 年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について

令和 6 年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算
別冊のとおり

議案第 1 0 5 号

令和 6 年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について

令和 6 年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算
別冊のとおり

議案第 1 0 6 号

令和 6 年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算に
ついて

令和 6 年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算について次の
とおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北九州市市
立病院機構病院事業債管理特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に
付する。

記

令和 6 年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算
別冊のとおり

議案第 1 0 7 号

令和 6 年度北九州市上水道事業会計決算について

令和 6 年度北九州市上水道事業会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度北九州市
上水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市上水道事業会計決算

別冊のとおり

議案第 108 号

令和 6 年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益の処分及び決算について

令和 6 年度北九州市工業用水道事業会計について、次のとおり利益を処分し、及び決算を認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 令和 6 年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益を処分するに当たり地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定によりこの案を提出し、及び同法第 30 条第 4 項の規定により令和 6 年度北九州市工業用水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市工業用水道事業会計決算
別冊のとおり

議案第 1 0 9 号

令和 6 年度北九州市交通事業会計決算について

令和 6 年度北九州市交通事業会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度北九州市
交通事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市交通事業会計決算

別冊のとおり

議案第 1 1 0 号

令和 6 年度北九州市病院事業会計決算について

令和 6 年度北九州市病院事業会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度北九州市
病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市病院事業会計決算

別冊のとおり

議案第 1 1 1 号

令和 6 年度北九州市下水道事業会計決算について

令和 6 年度北九州市下水道事業会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度北九州市
下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市下水道事業会計決算

別冊のとおり

議案第 1 1 2 号

令和 6 年度北九州市公営競技事業会計に係る利益の処分及び決算
について

令和 6 年度北九州市公営競技事業会計について、次のとおり利益を処分し、
及び決算を認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 令和 6 年度北九州市公営競技事業会計に係る利益を処分するに当た
り地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定によりこの案を提出し、及び同法第
3 0 条第 4 項の規定により令和 6 年度北九州市公営競技事業会計決算を監査
委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和 6 年度北九州市公営競技事業会計決算
別冊のとおり

議案第 1 1 3 号

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、他の個人番号利用事務実施者と情報の連携を行う事務を整理するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

北九州市個人番号の利用に関する条例（平成２７年北九州市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

別表第１中５の項を削り、６の項を５の項とし、７の項から１０の項までを１項ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新			旧		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
機関	事務		機関	事務	
略			略		
					5 市長
					生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
		5 市長			6 市長
		6 市長			7 市長
		7 市長			8 市長
		8 市長			9 市長
		9 市長			10 市長

議案第 1 1 4 号

北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的に部分休業制度を拡充するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成４年北九州市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１９条第２号イ中「であって、１日につき定められた勤務時間が６時間１５分以上である勤務日があるもの」を削る。

第２０条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下この条において「第１号部分休業」という。）」に改め、「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改める。

第２０条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第２０条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下この条において「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１） １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（２） 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第２０条の３ 育児休業法第１９条第２項各号列記以外の部分の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の条例で定める時間）

第２０条の４ 育児休業法第１９条第２項第２号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（１） 非常勤職員以外の職員 ７７時間３０分

（２） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１

0 を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第22条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの期間に係る改正後の第20条の2に規定する部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

新	旧
(部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 略 イ 第2条第4号アからカまでに掲げる非常勤職員 (第1号部分休業の承認) 第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間等条例第5条若しくは教職員勤務時間等条例第6条第1項の規定による育児時間（以下この項及び次項において「育児時間」という。）又は勤務時間等条例第10条第5項若しくは教職員勤務時間等条例第14条第5項の規定による休暇（以下この項及び次項において「介護に係る休暇」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から育児時間又は介護に係る休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	(部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 略 イ 第2条第4号アからカまでに掲げる非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの (部分休業の承認) 第20条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間等条例第5条若しくは教職員勤務時間等条例第6条第1項の規定による育児時間（以下この項及び次項において「育児時間」という。）又は勤務時間等条例第10条第5項若しくは教職員勤務時間等条例第14条第5項の規定による休暇（以下この項及び次項において「介護に係る休暇」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から育児時間又は介護に係る休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

新	旧
3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は介護に係る休暇（勤務時間等条例第11条の規定により任命権者が定める育児時間若しくは介護に係る休暇に相当するもの又は教職員勤務時間等条例第15条の規定により教育委員会が定める育児時間若しくは介護に係る休暇に相当するものを含む。）の承認を受けて勤務しない場合）にあっては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。 （第2号部分休業の承認） 第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。 （1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数 （2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数 （育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）	3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は介護に係る休暇（勤務時間等条例第11条の規定により任命権者が定める育児時間若しくは介護に係る休暇に相当するもの又は教職員勤務時間等条例第15条の規定により教育委員会が定める育児時間若しくは介護に係る休暇に相当するものを含む。）の承認を受けて勤務しない場合）にあっては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

新	旧
<u>第20条の3 育児休業法第19条第2項各号列記以外の部分の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)</u> <u>第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第22条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> <u>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</u> <u>第21条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第21条又は教職員給与条例第21条又は教職員給与条例第28条に規定する勤務1時間の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和38年北九州市条例第73号)第3条第1項に規定する任命権者が定める額)を</u>	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第21条又は教職員給与条例第28条に規定する勤務1時間の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和38年北九州市条例第73号)第3条第1項に規定する任命権者が定める額)を

新	旧
項に規定する任命権者が定める額) を減額して給与を支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の <u>条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	減額して給与を支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第22条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

議案第 1 1 5 号

北九州市手数料条例の一部改正について

北九州市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 租税特別措置法の一部改正に伴い、連結法人に係る優良宅地又は優良住宅であることについての認定の申請に対する審査に係る手数料を廃止するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成１２年北九州市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表第64号中「若しくは第68条の69第3項第5号イ」を削り、

1 件につき 1 3 0 , 0 0 0 円	を	1 件につき 1 3 0 , 0 0 0 円	に
1 件につき 1 9 0 , 0 0 0 円		1 件につき 1 9 0 , 0 0 0 円	
1 件につき 2 6 0 , 0 0 0 円		1 件につき 2 6 0 , 0 0 0 円	
1 件につき 3 9 0 , 0 0 0 円		1 件につき 3 9 0 , 0 0 0 円	
1 件につき 5 1 0 , 0 0 0 円		1 件につき 5 1 0 , 0 0 0 円	
1 件につき 6 6 0 , 0 0 0 円		1 件につき 6 6 0 , 0 0 0 円	
1 件につき 8 7 0 , 0 0 0 円		1 件につき 8 7 0 , 0 0 0 円	

改め、同表第65号中「若しくは第68条の69第3項第7号イ」を削り、

「1 件につき 8 6, 0 0 0 円」を「1 件につき 8 6, 0 0 0 円」に

改め、同表第 1 2 1 号中「若しくは第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 6 号」を削り、

1 件につき 6, 2 0 0 円	「	1 件につき 6, 2 0 0 円	
1 件につき 8, 6 0 0 円		1 件につき 8, 6 0 0 円	
1 件につき 1 3, 0 0 0 円		1 件につき 1 3, 0 0 0 円	
1 件につき	を	1 件につき 3 5, 0	に

35,000円
1件につき 43,000円
1件につき 58,000円

00円
1件につき43,000円
1件につき58,000円

改め、同表第122号中「若しくは第68条の69第3項第7号ロ」を削り、

「

1件につき 6,200円
1件につき 8,600円
1件につき 13,000円
1件につき 35,000円
1件につき 43,000円

を

「

1件につき6,200円
1件につき8,600円
1件につき13,000円
1件につき35,000円
1件につき43,000円

に

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新					旧				
別表 (第2条関係)					別表 (第2条関係)				
手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考		手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考	
略					略				
(64)	租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の供給に寄与するものであることの申請に対する審査	1件につき130,000円 1件につき190,000円 1件につき260,000円 1件につき390,000円 1件につき510,000円 1件につき660,000円 1件につき870,000円			(64)	租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ若しくは第68条の6第9条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることの申請に対する審査	1件につき130,000円 1件につき190,000円 1件につき260,000円 1件につき390,000円 1件につき510,000円 1件につき660,000円 1件につき870,000円		
(65)	租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の	1件につき86,000円			(65)	租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イ若しくは第68条の6第9条第3項第7号	1件につき86,000円		

新		旧	
)	条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ規定する住宅（その用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	)	条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の6第9第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ規定する住宅（その用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査
	00円 1件につき8,600円 00円 1件につき13,000円 000円 1件につき35,000円 000円 1件につき43,000円		6,200円 1件につき8,600円 1件につき13,000円 1件につき35,000円 1件につき43,000円
略		略	
略		略	

議案第 1 1 6 号

北九州市文化財保護条例の一部改正について

北九州市文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 文化財保存活用地域計画を作成するに当たり、文化財保護法に基づく文化財保護審議会を設置するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市文化財保護条例の一部を改正する条例

北九州市文化財保護条例（昭和４５年北九州市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

目次中「第７章 罰則（第４３条―第４６条）」を「第７章 北九州市文化財保護審議会（第４３条―第４９条）」に、「第８章 罰則（第５０条―第５３条）」を「第９章 罰則（第５４条―第５７条）」に改める。

第４条第３項中「（以下「審議会」という。）」を削る。

第２０条第３項中「審議会」を「北九州市文化財保護審議会」に改める。

第４７条を第５４条とする。

第８章を第９章とする。

第７章中第４６条を第５３条とし、第４３条から第４５条までを７条ずつ繰り下げ、同章を第８章とする。

第６章の次に次の１章を加える。

第７章 北九州市文化財保護審議会

（設置）

第４３条 法第１９０条第１項の規定により、教育委員会に北九州市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第４４条 審議会は、委員１５人以内で組織する。

２ 委員は、文化財に関して優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

３ 審議会に特別の事項を調査するため、専門調査員を置くことができる。

４ 専門調査員は、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第４５条 委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 委員は、再任されることができる。

３ 専門調査員の任期は、特別の事項の調査が終了する時までの期間とする。

（会長及び副会長）

第46条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門調査員)

第47条 専門調査員は、特別の事項について、資料の収集及び専門的な調査を行う。

(招集)

第48条 審議会は、必要に応じて、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第49条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。

(付属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 付属機関の設置に関する条例(昭和38年北九州市条例第97号)の一部を次のように改正する。

別表の教育委員会の項中

北九州市学校給食審議会	教育委員会の諮問に応じ、学校給食について審議すること。	を
北九州市文化財保護審議会	教育委員会の諮問に応じ、北九州市に所在する文化財について調査審議すること。	
北九州市学校給食審議会	教育委員会の諮問に応じ、学校給食について審議すること。	に

改める。

(経過措置)

3 この条例の施行前に前項の規定による改正前の付属機関の設置に関する条例第2条の規定により設置された北九州市文化財保護審議会にされた諮問で

この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、改正後の第43条の規定により設置された北九州市文化財保護審議会にされた諮問とみなす。

新	旧
目次 第1章～第6章 略 第7章 <u>北九州市文化財保護審議会 (第43条—第49条)</u> 第8章 <u>罰則 (第50条—第53条)</u> 第9章 <u>補則 (第54条)</u> 付則 (指定) 第4条 略 2 略 3 第1項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ<u>北九州市文化財保護審議会</u>に諮問しなければならない。 4～6 略 (指定) 第20条 略 2 略 3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、教育委員会は、あらかじめ<u>北九州市文化財保護審議会</u>に諮問しなければならない。 4～6 略 第7章 <u>北九州市文化財保護審議会</u> (設置)	目次 第1章～第6章 略 第7章 <u>罰則 (第43条—第46条)</u> 第8章 <u>補則 (第47条)</u> 付則 (指定) 第4条 略 2 略 3 第1項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ<u>北九州市文化財保護審議会</u> (以下「<u>審議会</u>」 という。) に諮問しなければならない。 4～6 略 (指定) 第20条 略 2 略 3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、教育委員会は、あらかじめ<u>審議会</u>に諮問しなければならない。 4～6 略

新	旧
第43条 法第190条第1項の規定により、教育委員会に北九州市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。 <u>（組織）</u> 第44条 審議会は、委員15人以内で組織する。 2 委員は、文化財に関して優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。 3 審議会に特別の事項を調査するため、専門調査員を置くことができる。 4 専門調査員は、教育委員会が委嘱する。 <u>（任期）</u> 第45条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 3 専門調査員の任期は、特別の事項の調査が終了する時までの期間とする。 <u>（会長及び副会長）</u> 第46条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 <u>（専門調査員）</u> 第47条 専門調査員は、特別の事項について、資料の収集及び専門的な調査を行う。	

新	旧
<u>(招集)</u> <u>第48条</u> 審議会は、必要に応じて、会長が招集する。 <u>(定足数及び表決)</u> <u>第49条</u> 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 <u>2</u> 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 <u>第8章</u> 略 <u>第50条～第53条</u> 略 <u>第9章</u> 略 <u>(委任)</u> <u>第54条</u> 略	<u>第7章</u> 略 <u>第43条～第46条</u> 略 <u>第8章</u> 略 <u>(委任)</u> <u>第47条</u> 略

議案第 1 1 7 号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立小倉北特別支援学校及び北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園を移転するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和４７年北九州市条例第
８号）の一部を次のように改正する。

別表第１の学校教育関係の表の特別支援学校の項中「下到津四丁目３番１号」を「下到津一丁目１０番７号」に、

「	〃	小倉総合	〃	小倉南区春ヶ丘１０番３号	」を
---	---	------	---	--------------	----

「	〃	特別支援学校北九州中央高等学園	〃	〃	下到津一丁目１０番１２号	に、
	〃	小倉総合特別支援学校	〃	小倉南区春ヶ丘１０番３号	」	

「	〃	八幡西	〃	〃	下上津役四丁目８番２号	を
	〃	特別支援学校北九州中央高等学園	〃	戸畑区沢見一丁目３番４７号	」	

「	〃	八幡西	〃	〃	下上津役四丁目８番２号	」に
---	---	-----	---	---	-------------	----

改める。

付 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、別表第１の学校教育関係の表の特別支援学校の項の改正規定（「下到津四丁目３番１号」を「下到津一丁目１０番７号」に改める部分に限る。）は、同年１月１日から施行する。

新			旧		
別表第1 (第3条関係) 学校教育関係			別表第1 (第3条関係) 学校教育関係		
施設の 種類	名称	位置	施設の 種類	名称	位置
略			略		
特別支 援学校	略		略		
	小倉北	小倉北区下到尾四丁目10番7号	略		
	特別支援学 校北九州中央高等学園	特別支援学 校北九州中央高等学園 下到尾一丁目10番12 号	略		
	小倉総合特 別支援学校	小倉南区春ヶ丘10番3号	略		
略			略		
	八幡西	下上津役四丁目8番2号	略		
	特別支援学 校北九州中央高等学園	特別支援学 校北九州中央高等学園 戸畑区沢見一丁目3番47号	略		

議案第 1 1 8 号

非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正について

非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和 38 年北九州市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

別表中「第 14 条第 1 項第 3 号」を「第 14 条第 1 項第 4 号」に、「第 14 条第 1 項第 4 号」を「第 14 条第 1 項第 5 号」に、「第 14 条第 1 項第 5 号」を「第 14 条第 1 項第 6 号」に、「第 14 条第 1 項第 6 号」を「第 14 条第 1 項第 8 号」に、「第 14 条第 1 項第 7 号」を「第 14 条第 1 項第 9 号」に、「第 14 条第 1 項第 8 号」を「第 14 条第 1 項第 10 号」に改め、同表の備考中「及び法第 14 条第 1 項第 1 号から第 8 号まで」を「並びに法第 14 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号から第 10 号まで」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例新旧対照表

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬	区分	報酬
略		略	
期日前投票所の投票管理者	1日につき法第14条第1項第4号に掲げる額 以内	期日前投票所の投票管理者	1日につき法第14条第1項第3号に掲げる額 以内
開票管理者	1日につき法第14条第1項第5号に掲げる額	開票管理者	1日につき法第14条第1項第4号に掲げる額
投票所の投票立会人	1日につき法第14条第1項第6号に掲げる額 以内	投票所の投票立会人	1日につき法第14条第1項第5号に掲げる額 以内
期日前投票所の投票立会人	1日につき法第14条第1項第8号に掲げる額 以内	期日前投票所の投票立会人	1日につき法第14条第1項第6号に掲げる額 以内
略		略	
開票立会人	1日につき法第14条第1項第9号に掲げる額	開票立会人	1日につき法第14条第1項第7号に掲げる額
選挙立会人	1日につき法第14条第1項第10号に掲げる額	選挙立会人	1日につき法第14条第1項第8号に掲げる額
略		略	
備考 この表に規定する法第13条の2第2項に規定する額並びに法第14条第1項第1号、第2号、第4号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる額は、当該特別職の職員の任命に係る選挙又は投票の期日の公示又は告示の日現在の額とする。		備考 この表に規定する法第13条の2第2項に規定する額及び法第14条第1項第1号から第8号までに掲げる額は、当該特別職の職員の任命に係る選挙又は投票の期日の公示又は告示の日現在の額とする。	

議案第 1 1 9 号

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る費用の公費負担の限度額を引き上げるため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費
負担に関する条例の一部を改正する条例

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「5円18銭」を「5円62銭」に、「38万6,500円」を「41万9,000円」に改める。

第11条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「27万655円と28円35銭」を「29万3,440円と30円73銭」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される北九州市議会議員の選挙及び北九州市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された北九州市議会議員の選挙及び北九州市長の選挙については、なお従前の例による。

新	旧
(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 北九州市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数（選挙の一部無効による再選挙の場合においては、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第132条の表に定める枚数）の範囲内のものであることにつき、市選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条第1項後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。 (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>8円38銭</u> (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>5円62銭</u>にその5万枚を超える数を乗じて得た金額に41万9,000円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。） (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)	(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 北九州市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数（選挙の一部無効による再選挙の場合においては、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第132条の表に定める枚数）の範囲内のものであることにつき、市選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条第1項後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。 (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円73銭</u> (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>5円18銭</u>にその5万枚を超える数を乗じて得た金額に38万6,500円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。） (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

新	旧
第11条 北九州市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。 (1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>586円88銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。） (2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>29万3,440円と30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）	第11条 北九州市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。 (1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。） (2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>27万655円と28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）

議案第 1 2 0 号

高規格救急自動車の取得について
高規格救急自動車を次のとおり買い入れる。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 高規格救急自動車を買入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名
高規格救急自動車
- 2 数量
6 台
- 3 買入れ予定金額
2 億 5, 2 5 3 万 3, 6 0 0 円

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 1 2 1 号

3 0 メートル級はしご付消防自動車の取得について

3 0 メートル級はしご付消防自動車を次のとおり買い入れる。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 3 0 メートル級はしご付消防自動車を買入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

1 品名

3 0 メートル級はしご付消防自動車

2 数量

1 台

3 買入れ予定金額

2 億 3 , 4 3 0 万円

議案第 1 2 2 号

水槽付消防ポンプ自動車の取得について

水槽付消防ポンプ自動車を次のとおり買い入れる。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 水槽付消防ポンプ自動車を買入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名
水槽付消防ポンプ自動車
- 2 数量
3 台
- 3 買入れ予定金額
2 億 2 9 5 万円

議案第 1 2 3 号

救助工作車（Ⅱ型）の取得について

救助工作車（Ⅱ型）を次のとおり買い入れる。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 救助工作車（Ⅱ型）を買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名
救助工作車（Ⅱ型）
- 2 数量
1 台
- 3 買入れ予定金額
9, 9 2 2 万円

議案第 1 2 4 号

化学消防ポンプ自動車の取得について

化学消防ポンプ自動車を次のとおり買い入れる。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 化学消防ポンプ自動車を買入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名
化学消防ポンプ自動車
- 2 数量
1 台
- 3 買入れ予定金額
4, 9 2 8 万円

議案第 1 2 5 号

普通消防ポンプ自動車（非常備用）の取得について
普通消防ポンプ自動車（非常備用）を次のとおり買い入れる。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 普通消防ポンプ自動車（非常備用）を買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名
普通消防ポンプ自動車（非常備用）
- 2 数量
4 台
- 3 買入れ予定金額
8, 4 4 8 万円

議案第 1 2 6 号

北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の一部変更について

令和 5 年 1 2 月北九州市議会定例会において議決を経た北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約（令和 7 年 2 月北九州市議会定例会において一部変更）の一部を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約について、契約金額を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

1 2 億 9, 2 2 3 万 3, 8 0 0 円

変更契約金額

1 3 億 1, 8 4 6 万 7, 7 0 0 円

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 2 7 号

門司港地域複合公共施設新築工事請負契約締結について
門司港地域複合公共施設新築工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 門司港地域複合公共施設新築工事請負契約を締結するに当たり、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 工 事 名 門司港地域複合公共施設新築工事
- 2 契 約 金 額 7 9 億 8 , 6 0 0 万円
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 工 期 契約締結の日から令和 1 0 年 3 月 2 7 日まで
- 5 契約の相手方 戸田・九鉄・川口特定建設工事共同企業体
代表者 福岡市中央区天神二丁目 1 3 番 7 号
戸田建設株式会社九州支店
執行役員支店長 重本 彰
構成員 北九州市門司区小森江三丁目 1 2 番 1 0 号
九鉄工業株式会社
代表取締役社長 松本喜代孝
構成員 北九州市小倉北区堺町一丁目 9 番 6 号
株式会社川口建設
代表取締役 川口博史

議案第 1 2 8 号

門司港地域複合公共施設新築電気工事請負契約締結について
門司港地域複合公共施設新築電気工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 門司港地域複合公共施設新築電気工事請負契約を締結するに当たり、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 工 事 名 門司港地域複合公共施設新築電気工事
- 2 契 約 金 額 1 1 億 9 , 9 0 0 万円
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 工 期 契約締結の日から令和 1 0 年 3 月 2 7 日まで
- 5 契約の相手方 九電工・ふちわき共同企業体
代表者 北九州市小倉北区米町二丁目 2 番 1 号
株式会社九電工北九州支店
執行役員支店長 柳 智章
構成員 北九州市八幡西区鳴水町 1 5 番 2 号
株式会社ふちわき
代表取締役 淵脇政博

議案第 1 2 9 号

門司港地域複合公共施設新築機械工事請負契約締結について
門司港地域複合公共施設新築機械工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 門司港地域複合公共施設新築機械工事請負契約を締結するに当たり、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 工 事 名 門司港地域複合公共施設新築機械工事
- 2 契 約 金 額 2 0 億 3 , 5 0 0 万円
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 工 期 契約締結の日から令和 1 0 年 3 月 2 7 日まで
- 5 契約の相手方 三建・大久保 共同企業体

代表者 福岡市博多区店屋町 1 番 3 5 号

三建設備工業株式会社九州支店

執行役員支店長 柴田 稔

構成員 北九州市小倉北区赤坂海岸 7 番 7 号

大久保設備工業株式会社

代表取締役 大久保康男

議案第 130 号

小倉北特別支援学校等新築工事請負契約の一部変更について

令和 6 年 2 月北九州市議会定例会において議決を経た小倉北特別支援学校等新築工事請負契約（令和 7 年 2 月北九州市議会定例会において一部変更）の一部を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 小倉北特別支援学校等新築工事請負契約について、契約金額を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

31 億 7,046 万 5,100 円

変更契約金額

32 億 7,539 万 1,900 円

議案第 131 号

公有水面埋立てによる土地確認について

次のとおり公有水面埋立てによる土地を確認する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

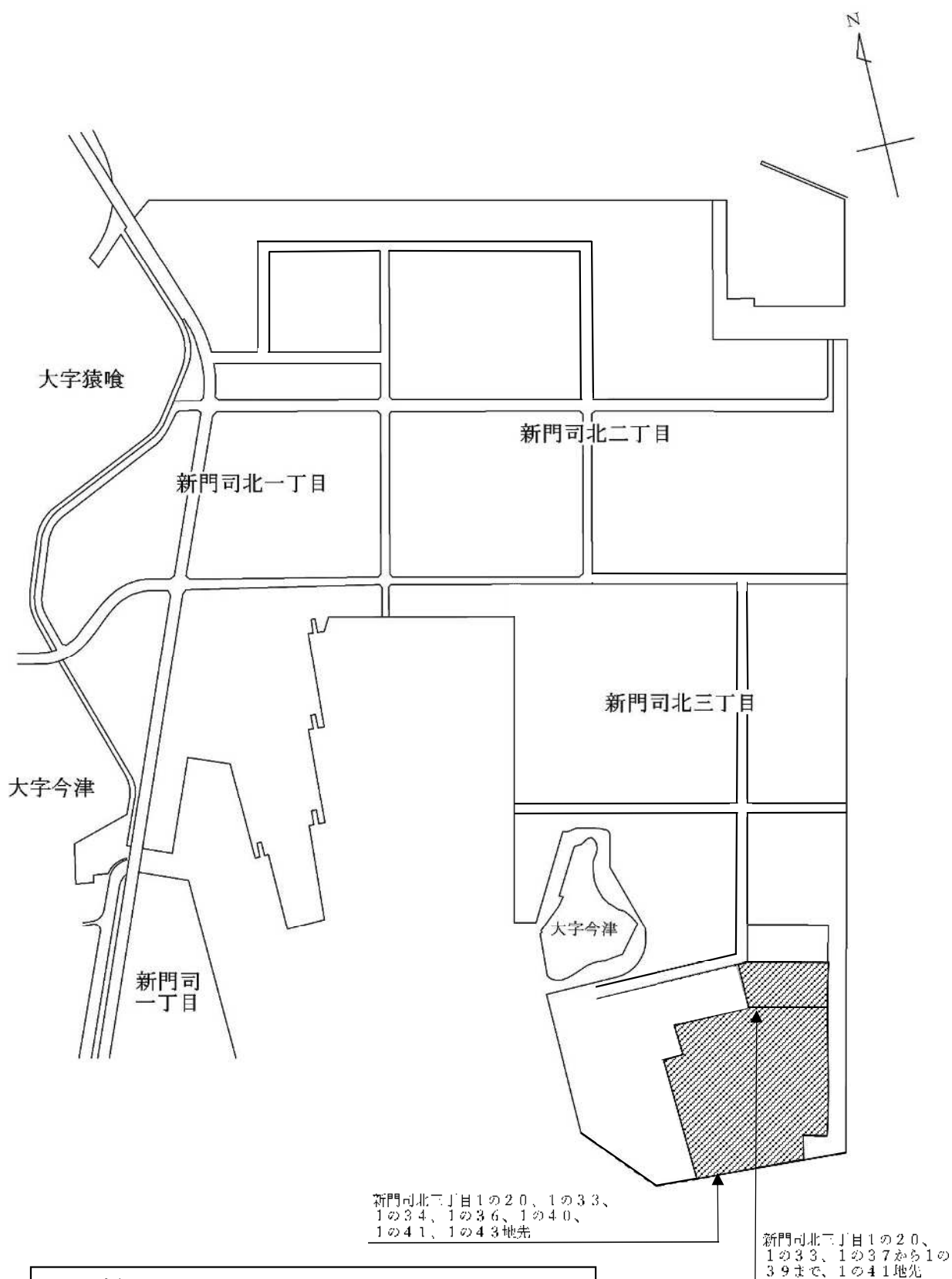
提案理由 公有水面埋立工事により造成された土地が、市の区域内に新たに生じた土地であることを確認する必要があるので、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、この案を提出する。

記

市の区域内に新たに生じた土地

- (1) 北九州市門司区新門司北三丁目 1 の 20、1 の 33、1 の 37 から 1 の 39 まで、1 の 41 地先 1 万 5, 796. 91 平方メートル
- (2) 北九州市門司区新門司北三丁目 1 の 20、1 の 33、1 の 34、1 の 36、1 の 40、1 の 41、1 の 43 地先 9 万 3, 308. 19 平方メートル
- (3) 北九州市若松区響町三丁目 27 地先 6 万 8, 922. 02 平方メートル
- (4) 北九州市若松区響町三丁目 27、30 地先 31 万 238. 85 平方メートル

門司区新門司北三丁目地先埋立地付近図

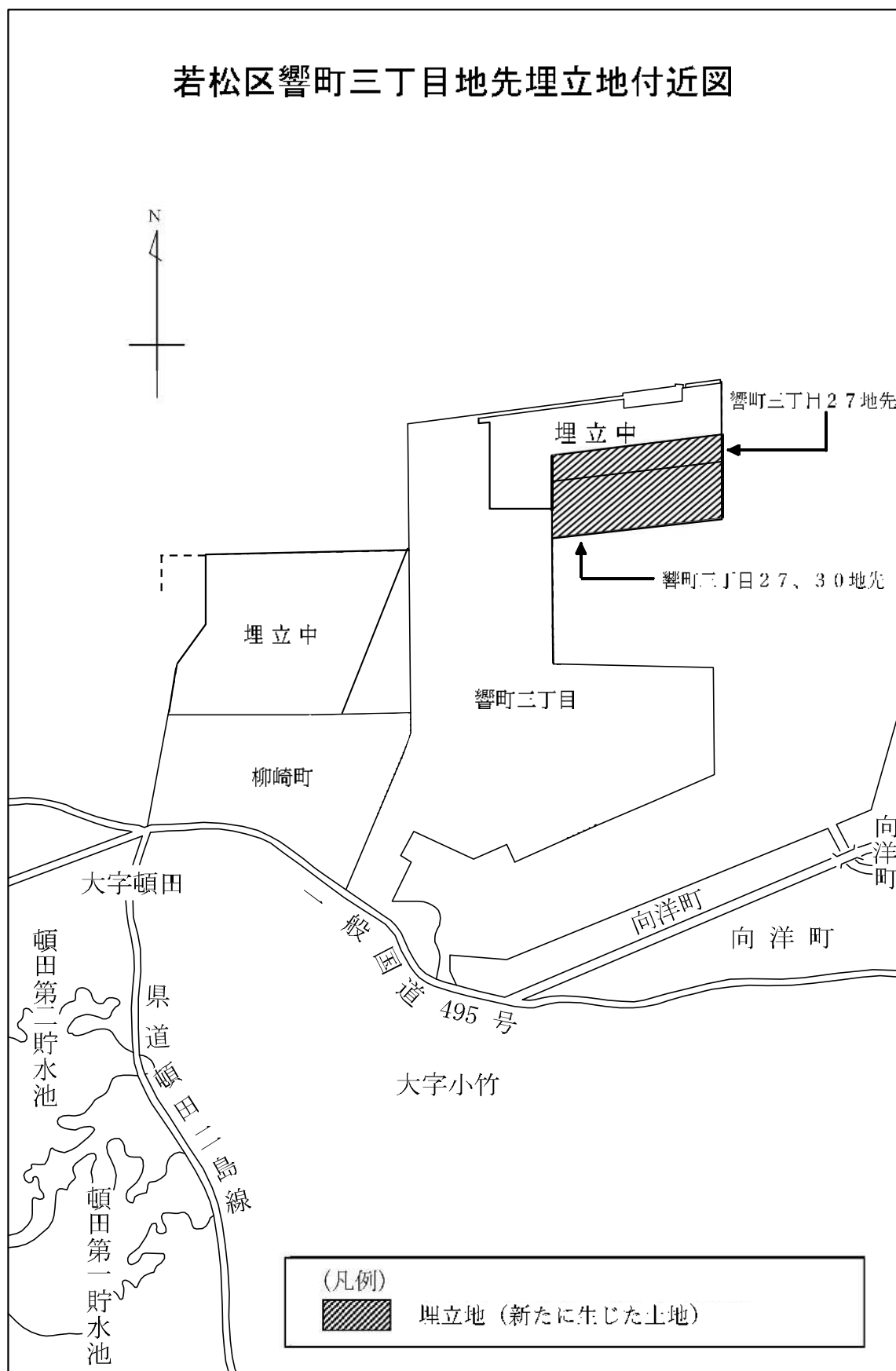


(凡例)



埋立地（新たに生じた土地）

若松区響町三丁目地先埋立地付近図



地方自治法（抜粋）

（あらたに生じた土地の確認）

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

2 略

議案第 1 3 2 号

町の区域の変更について

町の区域を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

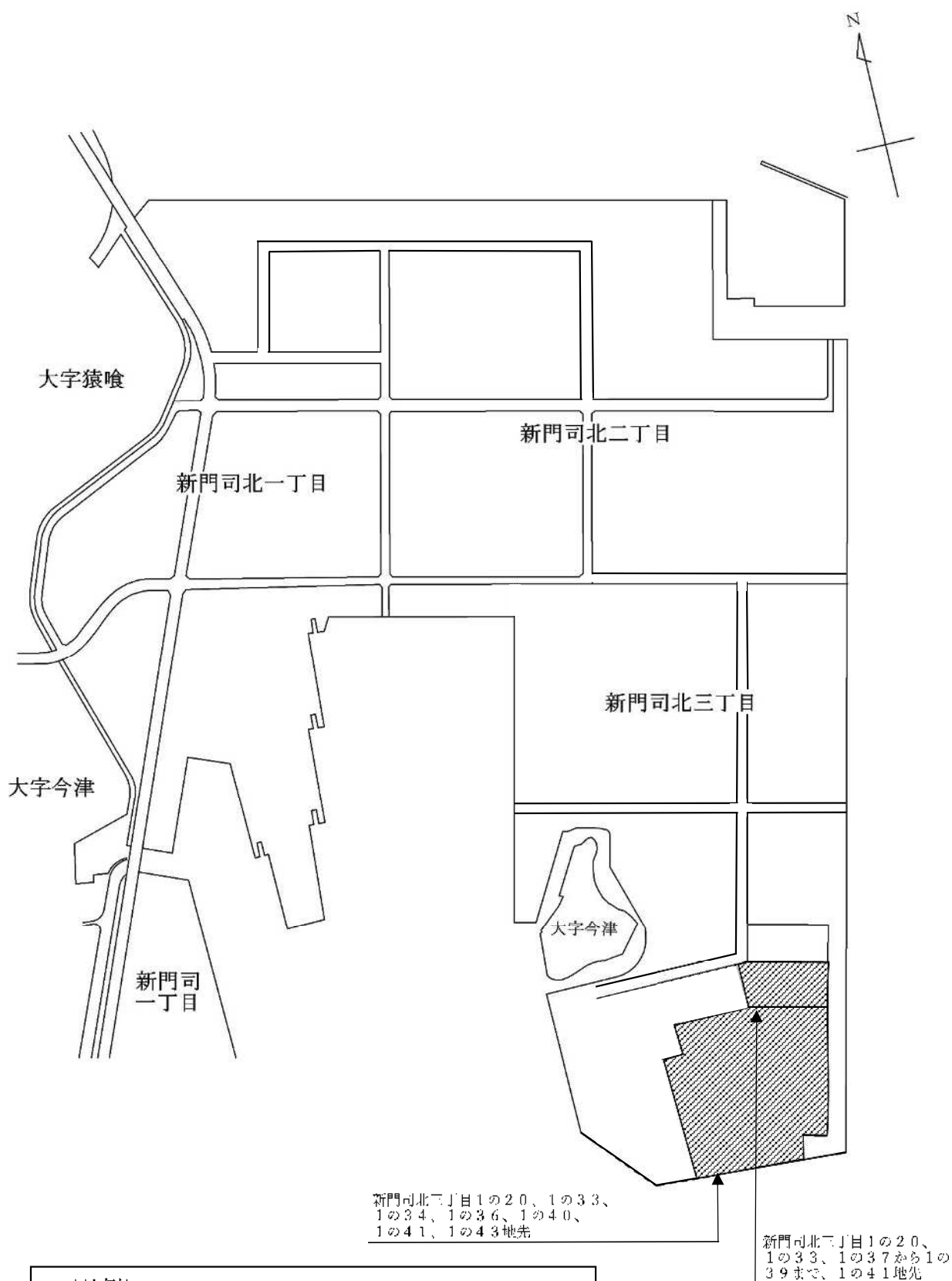
提案理由 公有水面埋立工事により市の区域内に新たに土地を生じたため、当該土地を町の区域に編入する必要があるので、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

記

町の区域の変更

- (1) 北九州市門司区新門司北三丁目 1 の 2 0、1 の 3 3、1 の 3 7 から 1 の 3 9 まで、1 の 4 1 地先 1 万 5, 7 9 6. 9 1 平方メートルを北九州市門司区新門司北三丁目の町区域に編入する。
- (2) 北九州市門司区新門司北三丁目 1 の 2 0、1 の 3 3、1 の 3 4、1 の 3 6、1 の 4 0、1 の 4 1、1 の 4 3 地先 9 万 3, 3 0 8. 1 9 平方メートルを北九州市門司区新門司北三丁目の町区域に編入する。
- (3) 北九州市若松区響町三丁目 2 7 地先 6 万 8, 9 2 2. 0 2 平方メートルを北九州市若松区響町三丁目の町区域に編入する。
- (4) 北九州市若松区響町三丁目 2 7、3 0 地先 3 1 万 2 3 8. 8 5 平方メートルを北九州市若松区響町三丁目の町区域に編入する。

門司区新門司北三丁目地先埋立地付近図



(凡例)



埋立地（新門司北三丁目に編入する区域）

若松区響町三丁目地先埋立地付近図

N

埋立中

響町三丁目 27 地先

埋立中

響町三丁目 27、30 地先

響町三丁目

柳崎町

大字頓田

頓田第一貯水池

県道 頓田三島線

一般国道 495 号

向洋町

向洋町

大字小竹

頓田第二貯水池

(凡例)

埋立地 (響町三丁目 に編入する区域)

地方自治法（抜粋）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 略

3 略

議案第 1 3 3 号

所有権移転登記手続の請求に関する訴えの提起について
所有権移転登記手続の請求について次のとおり訴えを提起する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 所有権移転登記手続の請求について訴えを提起するに当たり、地方
自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、この案を提出する。

記

1 相手方

北九州市戸畑区大字戸畑字大谷 3 4 9 4 番地 1
北九州市戸畑区椎ノ木谷土地地区画整理組合



2 請求の要旨

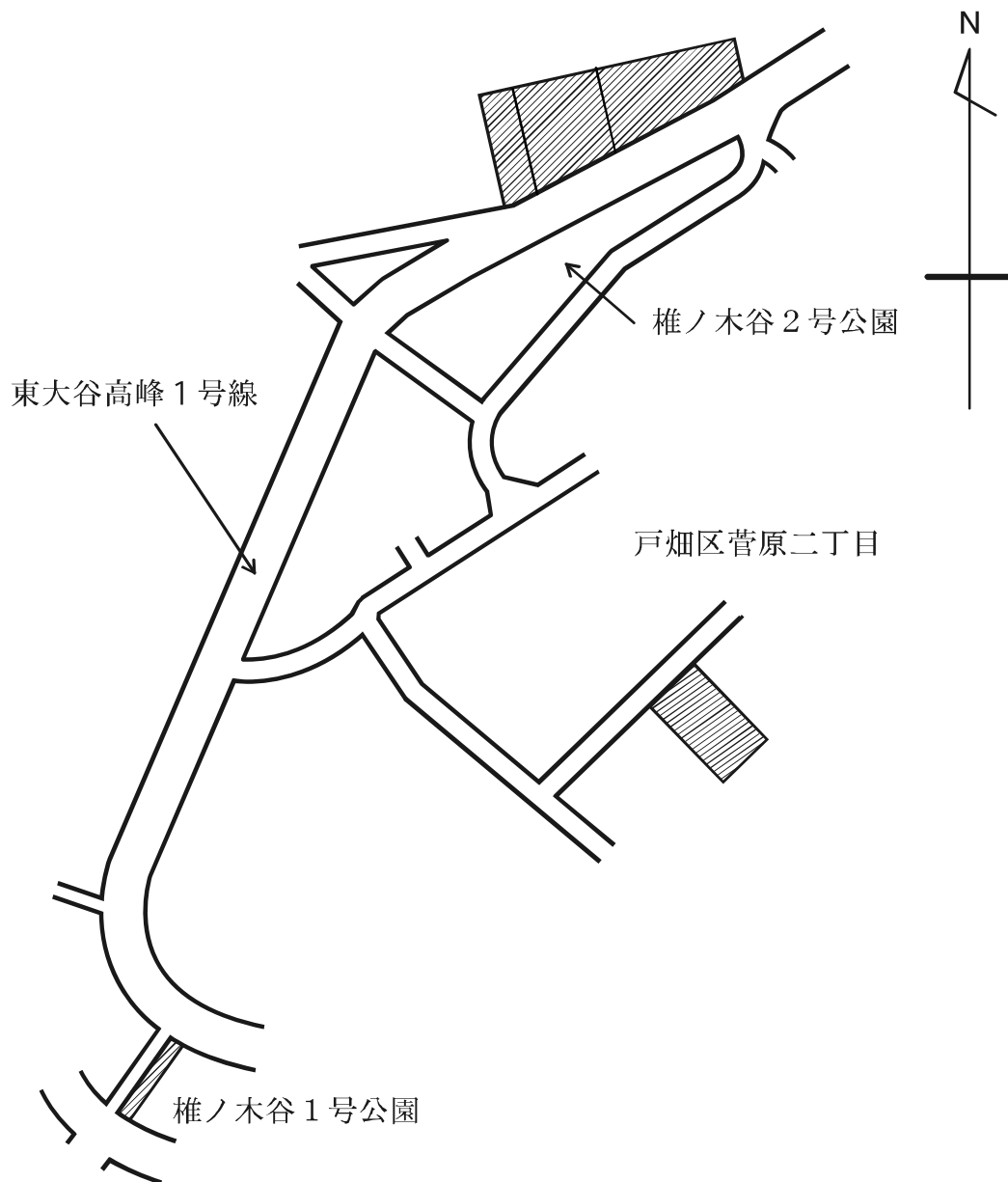
市が占有する戸畑区菅原二丁目の市営住宅跡地等について、所有権の登記
名義人が相手方となっていることから、所有権移転登記手続の請求を行うた
め、訴えを提起する。

3 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要があれば、上訴する。

参 考

所有権移転登記手続の請求に関する訴えを提起する係争土地



(凡例)



訴えを提起する係争土地

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）～（11） 略

（12） 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

（13）～（15） 略

2 略



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。